

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則【環境局環境監視部環境監視課】 4
- 北九州市印鑑条例施行規則及び北九州市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則【デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課】 7
- 北九州市印鑑条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課】 8

◇ 告 示

- 収納事務の委託（4件）【市民文化スポーツ局自然史・歴史博物館普及課】 9

◇ 公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局契約部契約課】 14
- 請負契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局契約部契約課】 20
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【教育委員会事務局次世代教育推進部教育情報化推進課】 22
- 一般競争入札による市有財産の売払い【産業経済局地域経済振興部次世代産業推進課】 25

◇ 交 通 局

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【交通局総務経営課】 29
- 特定調達契約の落札者の決定【交通局総務経営課】 32

◇ 公営競技局

- 特定調達契約の落札者の決定【公営競技局ボートレース事業課】

33

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

大気汚染防止法施行令の一部改正に伴い、ばい煙の排出等に関する規制の対象となる施設からボイラーを除くことにしました。

この規則は、令和5年5月10日から施行することにしました。

◇北九州市印鑑条例施行規則及び北九州市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、関係規定を整備することにしました。

この規則は、令和5年5月11日から施行することにしました。

北九州市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 5 月 1 0 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 2 2 号

北九州市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市公害防止条例施行規則（昭和 4 7 年北九州市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	日本産業規格 B 8 2 0 1 及び B 8 2 0 3 の伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が 5 平方メートル以上 1 0 平方メートル未満であること（バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 5 0 リットル以上のものを除く。）	次の式により算出した排出口から大気中に排出される硫酸化物の量とする。 $q = K \times 10^{-3} He^2$	重油その他の液体燃料又はガス専焼	0. 3 グラム
				石炭（1 キログラム当たり発熱量 2 0, 9 3 0. 2 5 キロジュール以下のものに限り。）専焼	0. 8 グラム
				その他のもの	0. 4 グラム
2	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉	原料の処理能力が 1 時間当たり 1 トン未満であること			0. 4 グラム

を

	(ペレット焼成炉を含む。)及び煨焼炉(大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設を除く。)			
--	---	--	--	--

1	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)及び煨焼炉(大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設を除く。)	原料の処理能力が1時間当たり1トン未満であること。	次の式により算出した排出口から大気中に排出される硫酸化物の量とする。 $q = K \times 10^{-3} He^2$	0.4 グラム
---	---	---------------------------	---	------------

に、

を	に
3	2
4	3
5	4
6	5
7	6
8	7
9	8
10	9

改め、同表の備考第4項中「第2条第1項第16号」を「第2条第1項第18号」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市印鑑条例施行規則及び北九州市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 5 月 1 0 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 2 3 号

北九州市印鑑条例施行規則及び北九州市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(北九州市印鑑条例施行規則の一部改正)

第 1 条 北九州市印鑑条例施行規則(昭和 3 8 年北九州市規則第 6 0 号)の一部を次のように改正する。

第 3 号様式(裏)中「個人番号カード」の次に「等」を加える。

(北九州市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正)

第 2 条 北九州市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成 1 7 年北九州市規則第 1 1 4 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 1 号中「第 3 条第 1 項」の次に「又は第 1 6 条の 2 第 1 項」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 5 年 5 月 1 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する第 1 条の規定による改正前の北九州市印鑑条例施行規則第 3 号様式による印鑑登録証は、同条の規定による改正後の北九州市印鑑条例施行規則第 3 号様式による印鑑登録証とみなして使用することができる。

北九州市印鑑条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和5年5月10日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第24号

北九州市印鑑条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

北九州市印鑑条例の一部を改正する条例（令和5年北九州市条例第6号）付則ただし書に規定する改正規定の施行期日は、令和5年5月11日とする。

北九州市告示第 208 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、北九州市立自然史・歴史博物館における駐車場使用料の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 5 月 10 日

北九州市長 武 内 和 久

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
北九メンテ協同組合	北九州市小倉北区下到津二丁目 7 番 6 号	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第 209 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、北九州市立自然史・歴史博物館における観覧券売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 5 月 10 日

北九州市長 武 内 和 久

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社パソナ安川ビ ジネススタッフ	北九州市八幡西区黒崎 三丁目 2 番 8 号	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日ま で

北九州市告示第 2 1 0 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市立自然史・歴史博物館における陳列品の観覧料の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 5 月 1 0 日

北九州市長 武 内 和 久

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
KNT-CTホールディングス株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目 6 番 1 号	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 3 1 日まで
株式会社日本旅行	東京都中央区日本橋一丁目 1 9 番 1 号	
東武トップツアーズ株式会社	東京都墨田区押上一丁目 1 番 2 号	
名鉄観光サービス株式会社	名古屋市中村区名駅南二丁目 1 4 番 1 9 号	
広交観光株式会社	広島市西区三篠町三丁目 1 4 番 1 7 号	
株式会社たびまちゲート広島	広島市中区胡町 3 番 1 9 号	
宇部市交通局	山口県宇部市大字善和 2 0 3 番地 9 0	
株式会社防長トラベル	山口県周南市有楽町 2 3 番地	
西鉄旅行株式会社	福岡市中央区薬院三丁目 1 6 番 2 6 号	
堀川トラベルサービス株式会社	福岡県八女市本村 3 4 7 番地 1	
祐徳旅行株式会社	佐賀県鹿島市大字高津原 4 0 7 8 番地の 1	
祐徳自動車株式会社	佐賀県佐賀市駅前中央三丁目 1 番 6 号	
株式会社西肥バス旅行社	長崎県佐世保市白南風町 8 番 1 7 号	
大分交通株式会社	大分県大分市新川西一丁目 3 番 1 5 号	
株式会社石見観光	島根県益田市駅前町 1 7 番 2 号	
九州産交ツーリズム株式会社	熊本市中央区花畑町 4 番 3 号	

株式会社阪急交通社	大阪市北区梅田二丁目 5番25号
長崎バス観光株式会社	長崎県長崎市滑石四丁 目6番33号
西日本観光旅行株式会 社	北九州市小倉北区京町 三丁目14番11号
株式会社イワミツアー	島根県益田市幸町2番 63号
株式会社オリオンツア ー	東京都中央区東日本橋 三丁目10番6号
株式会社ジャンボツア ーズ	沖縄県那覇市久茂地二 丁目15番10号
株式会社西日本ミュー ジアムサービス	北九州市八幡東区東田 二丁目4番1号
株式会社クマランド	北九州市門司区白野江 546番地1
株式会社JTB	東京都品川区東品川二 丁目3番11号
株式会社ヒューマング ループ	長崎県佐世保市早苗町 697番地1

北九州市告示第 2 1 1 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市立自然史・歴史博物館における物品売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 5 月 1 0 日

北九州市長 武 内 和 久

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社西日本ミュージアムサービス	北九州市八幡東区東田二丁目 4 番 1 号	令和 5 年 4 月 7 日から 同年 6 月 3 0 日まで

北九州市公告第 281 号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 5 条第 1 項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和 39 年北九州市規則第 25 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 5 年 5 月 10 日

北九州市長 武内和久

1 工事概要

- | | |
|--------------|---|
| (1) 工事名 | 新門司工場溶融炉設備他改良工事 |
| (2) 工事場所 | 北九州市門司区新門司三丁目 79 番地 |
| (3) 工事内容 | 新門司工場溶融炉設備他の改良工事 |
| (4) 工期 | 請負契約締結の日から令和 10 年 3 月 31 日まで |
| (5) 予定価格 | 96 億 203 万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。） |
| (6) 総合評価落札方式 | 適用する。 |
| (7) 電子入札案件 | 本工事は、入札の手続等を原則として電子入札システムにより行う。 |
| (8) その他 | この契約は、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年北九州市条例第 81 号）第 2 条の規定により北九州市議会（以下「市議会」という。）の議決に付さなければならない工事の請負契約であるため、落札の決定後、仮契約書により仮契約を締結し、本契約は市議会の議決の日をもって成立するものとする。この入札の落札者は、落札決定の日から北九州市（以下この項において「本市」という。）が指定する日までに、本市と仮契約を締結しなければならない。なお、市議会で否決された場合は、本契約を締結しない。この場合、本市は本契約が成立しないことによる補償は行わない。 |

2 電子入札に関する事項

- (1) この工事は、競争参加資格確認申請書の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（工事費内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定及び落札者決定通知書の発行等について、原則として電子入札システムにより手続を行う工事である。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-2（2）に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。
- (2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札による参加ができるものとする。
- (3) その他電子入札に係る運用については、「北九州市電子入札実施要領」、「運用基準」及び「電子入札心得（一般競争入札・工事用）」による。

3 競争入札参加資格

- (1) 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号。以下「資格審査規則」という。）第7条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (2) 有資格業者名簿に記載されている工事の種別（以下「工種」という。）が清掃施設工事（希望順位を問わない。）であること。
- (3) 清掃施設工事業について建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく特定建設業の許可を受けていること。
- (4) 次のいずれの条件も満たす地方公共団体が発注した一般廃棄物処理施設建設工事（新設工事に限る。）について、元請として施工実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は代表構成員であるものに限る。
 - ア 平成20年4月1日以降に受注し、令和5年3月31日までに完成し、又は引渡しが完了していること。
 - イ シャフト式ガス化溶融炉設備及び余熱を利用したごみ発電設備（売電が可能なものに限る。）をいずれも含んだ工事であること。
- (5) この工事に係る法第26条第2項に規定する監理技術者を専任で配置することができること。なお、配置予定技術者については、直接的な雇用関係（入札を行った日において雇用期間が3箇月以上経過していることをいう。）にあるものに限る。

(6) 本市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。）から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和5年6月5日の正午までに競争参加資格確認申請と併せて北九州市建設工事入札参加資格審査申請を行わなければならない。ただし、有資格業者名簿に記載されていた者で、資格審査規則第3条第1号の規定に該当したため、資格審査規則第9条第1項の規定により、一般競争入札参加資格を有する旨の決定を取り消され、その取消の日から1年間（手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止処分その他法人の経営継続を著しく困難にする事実により当該決定を取り消された場合は、2年間）を経過しないものは、競争参加資格確認申請書及び北九州市建設工事入札参加資格審査申請書を提出することができない。

5 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約課

(2) 期間 この公告の日（以下「公告日」という。）から令和5年8月1日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(3) 入札説明書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードできる。
また、第1号の場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

6 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

(1) この公告に掲げる競争入札参加資格の確認を受けるための申請は、次の手続きにより行う。

ア 電子入札システムにより競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、「提出書類一覧表（工事用）」を添付する。

イ 紙媒体で、申請書の添付資料を提出する。

ウ 発注者の承諾を得て当初からサブシステム又は紙入札により参加する場合は、申請書及び申請書の添付資料を紙媒体で提出する。

(2) 電子入札システムによる提出期間

公告日から令和5年6月2日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月5日の正午まで

(3) 紙媒体による提出

ア 提出期間 公告日から令和5年6月2日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月5日の正午まで

イ 提出場所 第5項第1号の場所

ウ 提出方法 持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

7 入札書の受付期間

(1) 電子入札システムによる受付期間

令和5年7月6日及び同月7日の午前9時から午後7時まで並びに同月10日の午前9時から午後4時30分まで

(2) サブシステムによる入札書の提出期限

令和5年7月10日の北九州市が指定する時間

(3) 郵送（書留郵便に限る。）による入札書の提出期限

北九州市技術監理局契約部契約課に令和5年7月7日午後5時までに必着のこと。

8 開札の場所及び日時

(1) 場所 第5項第1号の場所

(2) 日時 令和5年8月1日 午前9時（予定）

9 入札及び契約に関する条件

(1) 入札契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 最低制限価格 設けない。ただし、北九州市建設工事低入札価格調査実施要領に基づく調査基準価格を設ける。

(3) 入札保証金 免除する。

(4) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。

10 落札者の決定方法

(1) 総合評価による落札者決定

ア 入札価格と技術提案等の内容によって算出された評価値の最も高い

者を落札者とする。なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者によるくじ引きで落札者を決定する。

イ 評価値の算出方法は、除算方式とする。

ウ 評価値は入札書が無効でない者について次の算式により算定する。
なお、入札価格は各入札者の入札金額とする。

技術評価点＝標準点＋加算点（指名停止措置等による減点を含む）

評価値＝技術評価点÷入札価格×1億

エ 技術評価点は、設計図書等に記載されている当該工事に係る最低条件を満足する場合に標準点（100点）を与え、評価項目ごとの評価によって加点又は減点する。なお、最低条件を満足していない場合は技術評価点を0点とし、減点により加算点が0点を下回った場合の加算点は0点とする。

オ 技術評価基準、技術資料の提出その他総合評価に関する詳細については、入札説明書（「新門司工場熔融炉設備他改良工事に係る技術資料の提出について」を含む。）による。

（2） 低入札価格調査

ア 第1号アにかかわらず、北九州市建設工事低入札価格調査実施要領第3項の規定により定められた調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、当該価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて調査を行うため、落札者の決定を保留する。

イ アに該当する入札を行った者は、「低入札価格調査に係る提出資料の作成要領」に従って作成した書類を提出するとともに、調査に協力しなければならない。

ウ 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者は、評価値の最も高い者であっても、必ずしも落札者とならない。

（3） 第1号アにかかわらず、落札者となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとして、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札をした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

（4） 競争参加資格がある旨確認された者であっても開札時においてこの工事に係る入札公告に掲げる入札参加資格を失ったときは、入札は無効とする。

1.1 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

1.2 その他

- (1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。
- (2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者は、この入札に参加することができない。
- (3) この入札に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。

〒803-8501

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約課

電話 093-582-2256

1.3 Summary

- (1) Subject matter of Contract : Construction of Shinmoji Incineration Facility Repair Work
- (2) Deadline for the submission of application forms and relevant documents required to register on the electronic bidding system :12:00p.m.(noon),June5,2023
- (3) Deadline for the submission of tender
For tenders via the electronic bidding system : 4:30p.m., July10,2023
For tenders submitted by mail : 5:00p.m., July7,2023
- (4) Applications must be made in Japanese
- (5) For further information, please contact: Contracts Division, Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu

北九州市公告第282号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年5月10日

北九州市長 武内和久

1 工事概要	工事名	太刀浦コンテナクレーン更新工事（令和5年度）
	工事場所	北九州市門司区太刀浦海岸
	工事内容	コンテナクレーン製作据付1基 既設4号クレーン撤去解体1基
	工期	請負契約締結の日から令和7年9月30日まで
	予定価格	13億1,610万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用する。
	週休2日対象	週休2日工事（受注者希望型）の試行対象工事とする。
その他	この契約は、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年北九州市条例第81号）第2条の規定により北九州市議会（以下「市議会」という。）の議決に付さなければならない工事の請負契約であるため、落札の決定後、仮契約書により仮契約を締結し、本契約は市議会の可決の日をもって成立するものとする。この入札の落札者は、落札決定の日から北九州市（以下この項において「本市」という。）が指定する日までに、本市と仮契約を締結しなければならない。なお、市議会で否決された場合は、本契約を締結しない。この場合、本市は本契約が成立しないことによる補償は行わない。	
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	機械器具設置工事（希望工種の順位を問わない。）
	許可	機械器具設置工事業について特定建設業の許可を受けていること。
	所在地	北九州市内に、本店、主たる営業所、支店又は営業所のいずれもない者であっても競争参加することができる。
	実績	平成20年4月1日から令和5年3月31日までの間に完成検査を受けた日本国内における本工事と同種工事（国内の自社工場で製作したコンテナクレーンの製作据付）を元請として施工した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、代表構成員としてのものに限る。
	技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。
その他	北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。）から指名停止を受けている期間中でないこと。	
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注2）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	（1） この公告の日から令和5年5月19日まで（注2）の毎日午前9時から午後4時30分まで （2） 令和5年5月22日 午前9時から正午まで	
5 入札書の受付期間	（1） 令和5年6月1日及び同月2日 午前9時から午後7時まで （2） 令和5年6月5日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	令和5年6月20日 午前9時
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設けない。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 （1） この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札 （2） 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 （3） 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 （4） 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
9 その他	（1） この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 （2） 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 （3） この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。	
注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。		
注2 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第17		

8号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市公告第 283 号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 5 条第 1 項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和 39 年北九州市規則第 25 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 5 年 5 月 10 日

北九州市長 武内和久

1 調達内容

- (1) 特定役務の名称及び数量 ICT 支援員業務 一式
- (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所 本市の指定する場所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 11 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和 5 年 5 月 30 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時
- ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
北九州市教育委員会事務局次世代教育推進部教育情報化推進課
- イ 日時 この公告の日から令和5年5月30日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。
- (3) 競争参加資格の確認申請書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和5年5月30日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争参加資格の確認申請書を、北九州市教育委員会事務局次世代教育推進部教育情報化推進課に提出しなければならない。
- (4) 郵送による入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和5年6月20日午後5時までに必着のこと。

(5) 入札及び開札の場所及び日時

- ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
小倉北区役所庁舎西棟地下2階第二入札室
- イ 日時 令和5年6月21日午後2時

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効
- 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者

とする。

- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市教育委員会事務局次世代教育推進部教育情報化推進課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-3445

6 Summary

- (1) Product and Quantity
Information and communication technology Supporter job
- (2) Deadline of Tender (by hand)
2:00p.m., June 21, 2023
- (3) Deadline of Tender (by mail)
5:00p.m., June 20, 2023
- (4) For further information, please contact : Digital Education
Development Division, Next Generation Education Development Department,
Board of Education, City of Kitakyushu

北九州市公告第284号

市有財産を一般競争入札により売り払うので、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年5月10日

北九州市長 武内和久

1 売り払う物件

別表のとおり

2 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局地域経済振興部次世代産業推進課

(2) 期間 この公告の日（以下「公告日」という。）から令和5年7月14日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

3 入札条件を示す場所及び期間

(1) 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局地域経済振興部次世代産業推進課

(2) 期間 公告日から令和5年7月14日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

4 入札に参加するための要件

(1) あらかじめ入札参加申込みを行い、入札参加者としての資格を有するか否かについて審査を受けなければならない。

(2) 入札参加申込みは、所定の様式にアからコまでの資料を添付し、持参することにより行わなければならない。

ア 役員一覧

イ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書で発行後3月以内のものに限る。）

ウ 会社等の定款

エ 会社等の概要

オ 過去3年分の決算報告書

カ 法人税及び消費税（地方消費税を含む。）の納税証明書（発行後3月以内のものに限る。）

キ 市町村民税、固定資産税及び都市計画税の過去3年分の納税証明書（発行後3月以内のもので本店等の所在地に係るものに限る。）

- ク 印鑑証明書（発行後 3 月以内のものに限る。）
 - ケ 事業実績に関する調書
 - コ 土地利用提案書
- 5 入札参加申込みを受け付ける場所及び期間
- (1) 場所 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北九州市産業経済局地域経済振興部次世代産業推進課
 - (2) 期間 平成 5 年 5 月 2 5 日及び同月 2 6 日のそれぞれ午前 9 時から午後 5 時まで
- 6 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 入札日時 別表のとおり
 - (2) 開札日時 入札締切り後直ちに行う。
 - (3) 入札及び開札の場所 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北九州市役所本庁舎 7 階会議室
- 7 入札保証金
- (1) 5 万円
 - (2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、市に帰属する。
- 8 入札に参加できる者の資格
- (1) 土地利用に関する事業の実施に必要な知識、技術的能力等を有し、指定期日までに売買代金の支払いが可能であること。また、土地利用に関する事業を、確実かつ速やかに実施できること。
 - (2) 次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。
 - ア 北九州市が行う市有地売却に関し、(ア) から (オ) までの事実があった後 2 年を経過していない者
 - (ア) 入札を取り消されたことがある者
 - (イ) 落札者として資格を取り消されたことがある者
 - (ウ) 申込みを取り消されたことがある者
 - (エ) 当選者又は補欠者として資格を取り消されたことがある者
 - (オ) 前回の市有地売却以前の落札者又は当選者（補欠者が繰上げにより当選者となった場合を含む。）で契約の締結又は代金の納入に至らなかった者
 - イ 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定又は契約規則第 2 条の規定に該当する者
 - ウ 法人税又は消費税（地方消費税を含む。）の滞納がある者
 - エ 過去 3 年間に市町村民税、固定資産税又は都市計画税の滞納がある者
 - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7

7号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次に掲げる者

(ア) 入札に係る物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

(イ) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(ウ) 次のいずれかに該当する者

a 法人でその役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

b 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者

c 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

d 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

e 暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用している者

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けている団体及びその役職員又は構成員

9 入札の無効

契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

10 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、又は延期することがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、市は補償の責めを負わない。

11 入札に係る問合せ先

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局地域経済振興部次世代産業推進課

電話 093-582-2905

別表

番号	売 り 払 う 物 件				入札日時
	所在地	地目	実測面積 (㎡)	最低売却価格 (円)	
1	若松区ひびきの北 1 番 208	宅地	7,910.59	275,288,532	令和 5 年 7 月 1 4 日 (金) 午前 1 0 時

北九州市交通局公告第15号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市交通局管理規程第5号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和5年5月10日

北九州市交通局長 福本 啓二

1 調達内容

(1) 購入品目及び予定数量

軽油 14万リットル

(2) 購入物品の特質等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 令和5年7月1日から同月31日まで

(4) 納入場所 北九州市交通局若松営業所及び向田営業所

(5) 今後購入が予想される数量及び入札公告予定時期

予定数量93万リットル 令和5年6月頃

(6) 最初の契約に係る入札公告日 令和5年2月10日

(7) 入札方法 単位当たりの価格により行う。価格は軽油引取税を含むものとし、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から軽油引取税を除いた金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市交通局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市交通局管理規程第1号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和5年6月9日までに競争入札参加資格申請を行わなければならない。

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号
北九州市交通局総務経営課

イ 期間 この公告の日から令和5年6月22日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで並びに同月23日の午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後2時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号
北九州市交通局42会議室

イ 日時 令和5年6月14日午後2時

(4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和5年6月9日までに競争参加の申出書を北九州市交通局総務経営課に提出しなければならない。

(5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和5年6月22日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号
北九州市交通局42会議室

イ 日時 令和5年6月23日午後2時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、北九州市交通局契約規程（昭和39年北九州市交通局管理規程第5号。以下「契約規程」という。）において準用する契約規則第5

条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市交通局総務経営課

〒808-0017 北九州市若松区東小石町3番1号

電話 093-771-8401

6 Summary

(1) Product and Quantity

Gas Oil

Forecasted Quantity:

140,000ℓ

(2) Deadline of Tender (by hand)

2:00p.m., June 23, 2023

(3) Deadline of Tender (by mail)

5:00p.m., June 22, 2023

(4) For further information, please contact:

General Affairs and Management Division, Transportation Bureau,
City of Kitakyushu

北九州市交通局公告第16号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市交通局管理規程第5号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和5年5月10日

北九州市交通局長 福本 啓 二

- 1 物品等の名称及び予定数量
軽油 12万リットル
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市交通局総務経営課
北九州市若松区東小石町3番1号
- 3 落札者を決定した日
令和5年4月24日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社新出光
北九州市小倉北区紺屋町4番6号
- 5 落札金額
1リットル当たりの金額 109円90銭
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和5年3月10日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公営競技局公告第13号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市公営競技局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第11号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和5年5月10日

北九州市公営競技局長 中村 彰 雄

- 1 物品等の名称及び数量
競走用ボート 65隻
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市公営競技局ボートレース事業課
北九州市若松区赤岩町13番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和5年4月1日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
ヤマト発動機株式会社
群馬県太田市六千石町214番地
- 5 契約金額
4,264万7,605円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第11条第1項第1号に該当するため